

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 5月 23日

高知県知事 濱田 省司 殿

提出者



住 所 高知県安芸郡奈半利町乙4802番地

氏 名 有限会社 木下建設

代表取締役 木下 龍二

電話番号 0887-38-4001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

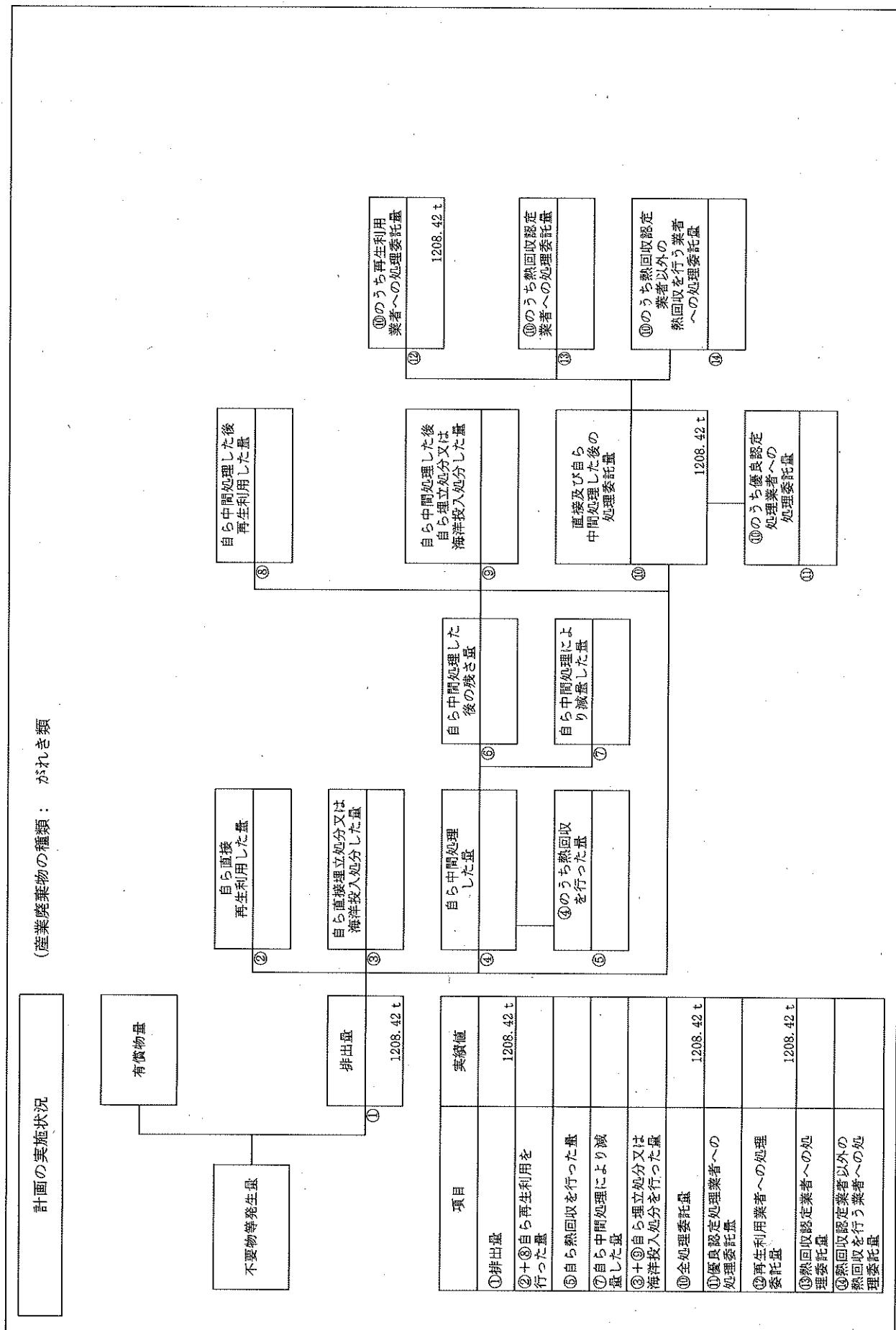
事 業 場 の 名 称	港津緊第4-1-7号 奈半利港海岸津波対策工事（他14件）
事 業 場 の 所 在 地	高知県安芸郡奈半利町他
事 業 の 種 類	建設業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	938.1 t	全 处 理 委 託 量	938.1 t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 热 回 収 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	938.1 t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

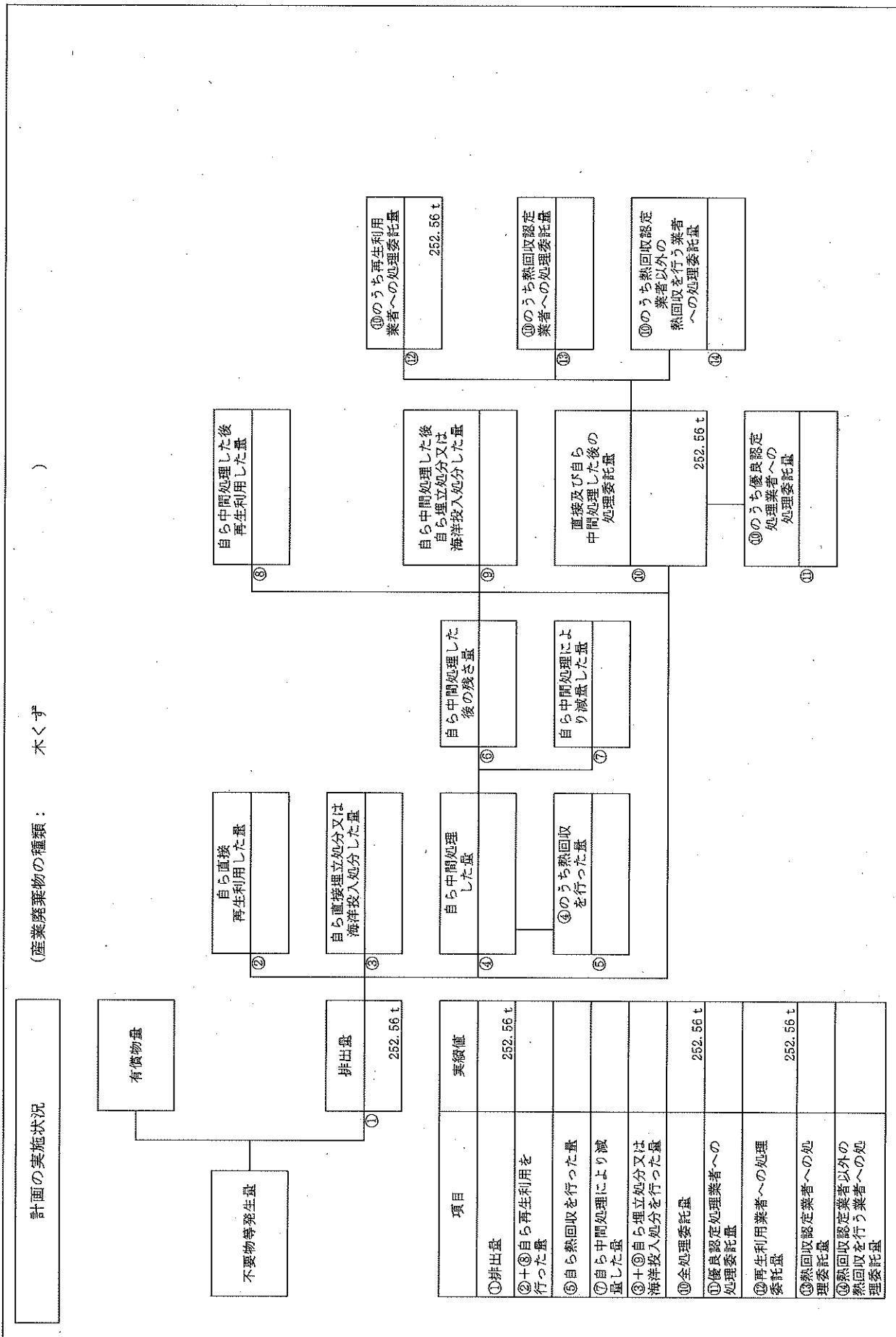
(第2面)



(第2面)

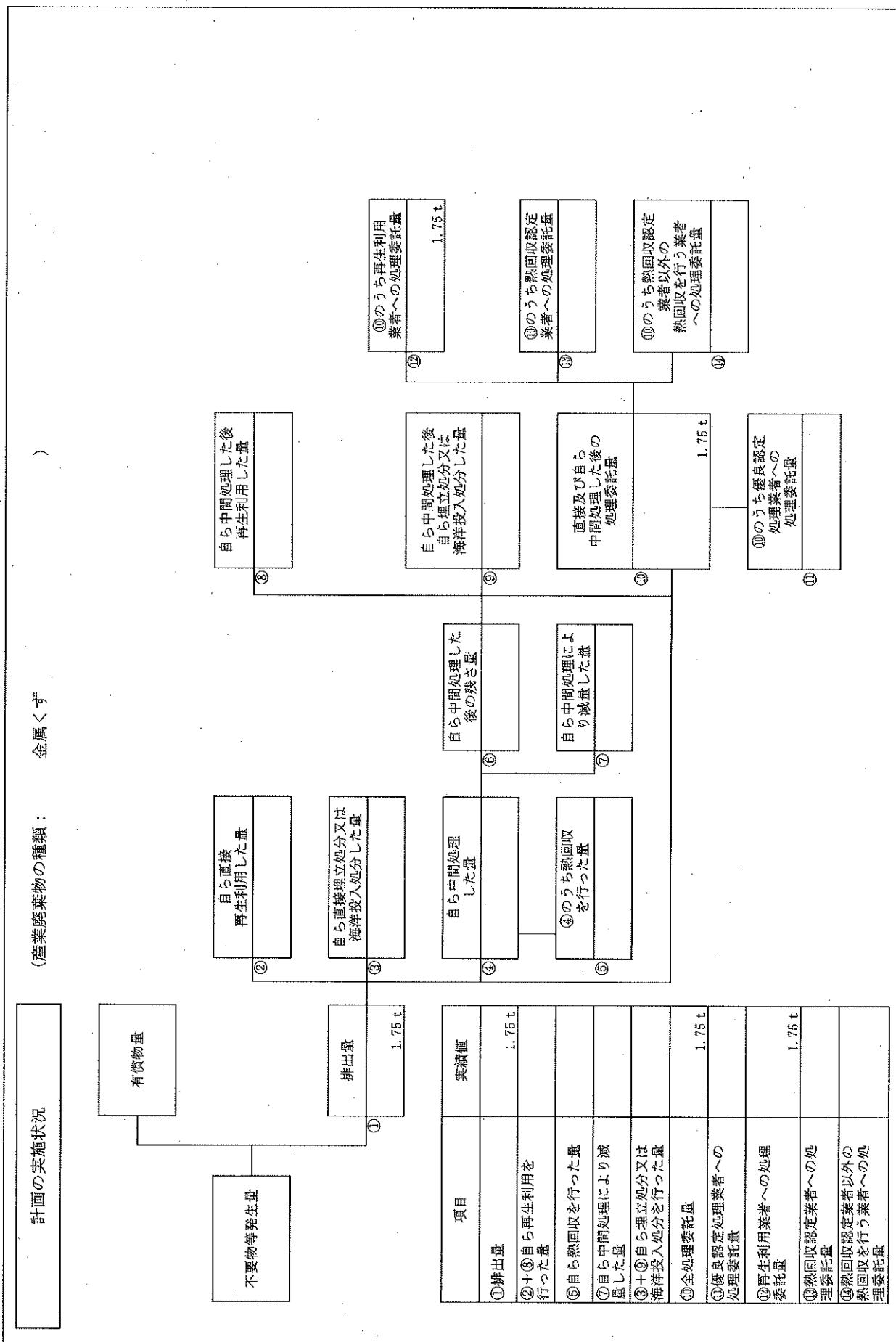
計画の実施状況	
項目	実績値
①排出量	5.54 t
②自ら直接再生利用した量	
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	
④自ら中間処理した量	
⑤自ら中間処理により減量した量	
⑥自ら中間処理後に譲り受けた量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	
⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	
⑩⑪うち再生利用業者への処理委託量	5.54 t
⑫再生利用業者への処理委託量	5.54 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	5.54 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(第2面)



(第2面)

(第2面)



(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 : 廃プラスチック)	
項目	実績値	項目	実績値
①排出量 不要物等発生量	1.30 t	②自ら直接 再生利用した量	③
④自ら中間処理 した量	④	⑤自ら中間処理に よる減量	⑤
⑥自ら熱回収を行った量	⑥	⑦自ら中間処理に よる減量	⑦
⑧自ら再生利用を行った量	⑧	⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑨
⑩全処理委託量	1.30 t	⑪優良認定処理業者への 処理委託量	⑪
⑫再生利用業者への処 理委託量	1.30 t	⑬熱回収認定業者への処 理委託量	⑬
⑭熱回収を行う業者への処 理委託量	⑭	⑮うち再生利用業者への 処理委託量	⑮
⑯うち熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量	⑯	⑰うち優良認定 業者への 処理委託量	⑰
⑱自ら中間処理した後 再生利用した量	⑱	⑲自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑲
⑳自ら中間処理した後 の残さ量	⑳	㉑自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	㉑
㉒自ら中間処理に よる減量	㉒	㉓自ら中間処理に よる減量	㉓
㉔うち熱回収認定 業者への処理委託量	㉔	㉕うち熱回収認定 業者への処理委託量	㉕
㉖うち熱回収認定 業者以外の 業者への処理委託量	㉖	㉗うち熱回収認定 業者への処理委託量	㉗

(第2面)

計画の実施状況

有償物量		不要物等発生量	
① 排出量	1.84 t	④ 自ら中間処理した量	⑤ 自ら中間処理により減量した量
② 再生利用した量		⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑦ 自ら中間処理により減量した量
③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量		⑧ 自ら中間処理した後、自ら理立処分又は海洋投入処分した量	⑨ 自ら直接及び自ら中間処理した後の残さ量
⑩ 自ら直接再生利用した量		⑩ ⑪のうち再生利用業者への処理委託量	⑪ ⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑪ 自ら直接再生利用した量		⑫ ⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭ ⑮のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑫ 自ら直接再生利用した量		⑬ ⑭のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑮ ⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬ 自ら直接再生利用した量		⑭ ⑮のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑯ ⑰のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑭ 自ら直接再生利用した量		⑮ ⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑰ ⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑮ 自ら直接再生利用した量		⑯ ⑰のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑱ ⑲のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑯ 自ら直接再生利用した量		⑰ ⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑲ ⑳のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑰ 自ら直接再生利用した量		⑱ ⑲のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑳ ⑳のうち熱回収認定業者への処理委託量

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。